

○内子町生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱

平成17年 1 月 1 日

告示第51号

改正 平成17年 3 月16日告示第121号

平成29年11月30日告示第85号

令和 4 年 4 月 1 日告示第57号

令和 5 年 4 月 1 日告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、町内の各家庭・事業所等から排出される生ごみを堆肥化させる生ごみ処理容器等（以下「容器等」という。）を購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって生ごみの焼却処理の減量化及び堆肥としての資源化を推進し、生活環境の保全、循環型社会の構築を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の交付は、町内に住所を有する町民及び町内の事業者のうち、町税を滞納していない者（電気式生ごみ処理機に係る補助金の交付にあつては、生ごみ収集区域に住所を有する者を除く。）を対象とする。ただし、特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

2 補助の対象とする容器等は、次に掲げるもののうち、町内に設置するもので、購入の日から1年以内のものとする。

(1) 非電気式生ごみ処理容器（1世帯又は1事業者につき3年間で2個まで）

(2) 水切り容器（1世帯又は1事業者につき3年間で2個まで）

(3) 電気式生ごみ処理機（1世帯又は1事業者につき5年間で1基まで）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、容器等1個又は1基につき、本体購入価格の2分の1以内とし、下記の金額を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(1) 非電気式生ごみ処理容器 1 個につき 上限3,000円

(2) 水切り容器 1 個につき 上限1,000円

(3) 電気式生ごみ処理機 1 基につき 上限20,000円

(補助の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を町長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 生ごみ処理容器等設置費補助金請求書（様式第2号）

(3) 購入に要した費用を明らかにできる書類（領収書等）

(補助金の交付)

第5条 町長は、書類を審査し、又は現地確認を行い、適当と認めたときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第6条 町長は、申請者がこの告示に違反したと認めたときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の内子町生ごみ処理容器設置費補助金交付要綱又は五十崎町環境衛生施設設備等設置補助金交付要綱（昭和63年五十崎町告示第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月16日告示第121号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月30日告示第85号）

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年４月１日告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書

年 月 日

内子町長 様

住 所：内子町

氏 名：

電話番号：

このことについて、次のとおり申請します。

設置場所	内子町		
種 別	☐ 非電気式生ごみ処理容器（コンポスト等） ☐ 水切り容器 ☐ 電気式生ごみ処理機		
品 名 等 (商品名・型番など)		数 量	個(基)
購入金額	円 （本体価格のみ）		
補 助 金 申請金額	円 （100円未満切捨て）		
過年度の 申請有無	☐ 申請有（ 年度） ☐ 申請なし		

[添付書類]

☐領収書（品名等と購入者の氏名が確認できるもの）

☐購入した生ごみ処理容器等の写真（品名等と設置が確認できるもの）

-----事務局記載-----

本人確認	確認日	確認方法	確認者
	月 日	☐ 確認書類（ ） ☐ その他（ ）	

様式第2号(第4条関係)

生ごみ処理容器等設置費補助金請求書

内子町長

様

住 所：内子町

氏 名：_____

電話番号：

年 月 日申請（種別 ）にかかる補助金として、次のとおり請求します。

請求金額 円

【振込口座】

金融機関名	農協 銀行 信用金庫		支所 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			